

広島県公営企業管理規程第十号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十三日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 電磁的記録 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第一項第五号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第二条第一項第五号に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>八 (略)</p>	<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 電磁的記録 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第一項第五号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第二条第一項第五号に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>八 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。